

食品安全委員会第680回会合議事録

1. 日時 平成30年1月16日（火） 14：00～15：10

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・添加物 1品目
「二炭酸ジメチル」
(厚生労働省からの説明)
- (2) 農薬専門調査会における審議結果について
 - ・「アクリナトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・「クロルピリホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
 - ・「オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤(13剤) (再審査)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「*Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「カプリン酸グリセリル」に係る食品健康影響評価について
 - ・動物用医薬品「フルメキン」に係る食品健康影響評価について
 - ・動物用医薬品「ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤(イムレスター)」に係る食品健康影響評価について
- (6) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(第22回：平成29年9月30日時点)
- (7) 食品安全委員会の運営について(平成29年10月～12月)
- (8) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 関野食品基準審査課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箴島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「二炭酸ジメチル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価
について

資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<アクリナトリン>

資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<クロルピリホス>

資料 3 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散「コ
ーキン」)>

資料 3 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散「コ
ーキン」200)>

資料 3 - 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散200W)
>

資料 3 - 4 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散「TG」
10%)>

資料 3 - 5 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散「TG」
20%)>

資料 3 - 6 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散「TG」
40%)>

資料 3 - 7 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC20%「あ
すか」>

資料 3 - 8 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散10%
「KS」>

資料 3 - 9 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散20%
「KS」>

資料 3 - 10 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC散50%
「KS」>

資料 3 - 11 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用OTC20%「バ

イオ」NC>

- 資料 3-12 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用テラマイシン散>
- 資料 3-13 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<水産用テラマイシン散-200>
- 資料 3-14 別添 動物用医薬品、飼料添加物及び農薬評価書<オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（第3版）>
- 資料 4 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<Escherichia coli K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン>
- 資料 5-1 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<カプリン酸グリセリル>
- 資料 5-2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルメキン>
- 資料 5-3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）>
- 資料 6 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第22回：平成29年9月30日時点）
- 資料 7 食品安全委員会の運営について（平成29年10月～12月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第680回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から関野食品基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第680回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は24点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」、資料1-2が「二炭酸ジメチル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料3-1から3-13までがいずれも同じ資料名で「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料4が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料5-1が「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれの

ないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料5-2及び5-3がいずれも同じ資料名で「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料6が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第22回：平成29年9月30日時点）」、資料7が「食品安全委員会の運営について（平成29年10月～12月）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 今日たくさん資料がありますけれども、大丈夫でしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働省から1月11日付で添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の関野食品基準審査課長から説明をお願いいたします。

○関野食品基準審査課長 厚生労働省から参りました関野でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料1-1と資料1-2に沿いまして、今回評価要請する品目について説明し

たいと思います。

まず、資料1-1ですが、公文書として評価依頼の文書をお示ししてございますが、記の下に書いてございますとおり、食品衛生法第10条及び第11条第1項の規定に基づきまして、今般、ここに掲げます二炭酸ジメチルに関しまして、新規の基準を定めるとともに規格基準を設定するというので、それに対しまして、委員会の意見を求めるものでございます。

具体的な内容は資料1-2を御覧いただければと思います。

まず、今回評価依頼いたします添加物に関しましては、2. のところで概要を書いてございますが、柱書きの3段落目、なお書きのところに今後の手続について書いてございますので、先にこちらを説明いたします。この後、評価結果を委員会の方から受けましたら、我々の方、薬事・食品衛生審議会において審議をして、新規指定及び規格基準の設定について検討する予定としております。

今回評価依頼をお願いする二炭酸ジメチルに関しましては、表の形でまとめてございますけれども、構造式につきましては御覧のとおりでございまして、殺菌料としての用途を予定してございます。

成分概要に関しましては、ここに記載してありますとおり、飲料を密閉容器に充填する際に二炭酸ジメチルを添加いたしまして、容器内の細菌を殺菌するという形で使うものでございます。この二炭酸ジメチルに関しましては、データも用意してございますけれども、数時間で二酸化炭素とメタノールに加水分解されまして、飲料中には残留しないこととされています。

日本においては指定されておられませんので、新規の指定を今回お願いするものでございます。

使用基準に関しましては、使用対象と考えておりますのが果実酒と清涼飲料水、ミネラルウォーターを除く清涼飲料水でございまして、その量も我々は規定する必要があると考えています。2段落目にありますとおり、順序を逆に申し上げますが、ぶどう酒に関しましては1 kg当たり0.20 g以下、ぶどう酒以外の果実酒と清涼飲料水に関しましては1 kg当たり0.25 g以下といった形で、使用量についても基準を設ける必要があるのではないかと考えているものでございます。

海外に関しましては、JECFAで1990年、EFSAでは何回か評価を行っているのですが、一番新しいところでは2015年ということで検討がされております。

実際の海外での使用状況は、ページがまたがっていて恐縮ですが、米国及びヨーロッパ等で様々な飲料に対して実際に使用されているということが確認できております。

概要については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 余りよく知らないので幾つかお伺いしたいのですけれども、このもの自体は基本的には液体なのでしょうか、それとも気体なのでしょうか。多分固体ではないと思うのですけれども、その辺の物性の話をお聞きしたい。

それから、これは清涼飲料で使われるということで、果実酒とか清涼飲料、これは多分pHが低いものが多いような気がするのですけれども、中性とかアルカリ性の飲料もない訳ではないのでpHの安定性というか、先ほどすぐなくなるということをおっしゃいましたけれども、その辺のデータみたいなものはあるのか、教えてもらえますでしょうか。

○関野食品基準審査課長 2つ目の方からお答えしたいと思います、一応提出した資料の中にも書いてございますけれども、何通りかの条件で実際に試験を行っています。温度設定で言うと4℃から30℃の間で何点かをとっていますが、pHに関しても2から6の間のデータをとっています。温度が高い方がすぐ消失するのですが、最短のもので60分、4℃の場合で5時間ちょっとといったところのカーブがデータとしてございますので、そういう状況かと思えます。

成分規格としては、無色の液体という形での成分規格を予定しています。

以上です。

○佐藤委員長 よろしいですか。他に何か。

どうぞ。

○村田委員 性質は分かったのですけれども、言葉なのですが、JECFAとかEFSAのところに飲料の低温殺菌剤としてと書いてあるのですけれども、余り低温殺菌剤というものを聞いたことがなかったので、これはどういう定義になるのですか。低温殺菌というと普通は100℃以下の殺菌という言い方で、低温の殺菌剤という言い方は知らなかったもので、もし何か定義があったら教えてもらえますでしょうか。

○関野食品基準審査課長 済みません。すぐ調べがつくかというところが掛りそうなのですが、1990年のJECFAのレポートを見れば出てくるとは思います。ただ、定義まで書いてあるかというところ、確認できておりません。

○村田委員 分かりました。

○佐藤委員長 他にどなたか御意見、御質問等はございますでしょうか。

どうぞ。

○関野食品基準審査課長 多分ここで言う低温というのは常温も含めての話で、非常に高い温度をかけて菌を殺すというよりは、どちらかという化学的にといいたいでしょうか、この薬剤をもってという意味で恐らく使っているのかなとは思っています。

○村田委員 私もそうだと思ったのですけれども、そうすると普通のものはみんなそうなるのかなと。大抵のものはそうなので、何で言っているのだろうとちょっと思ったものですから。結構です。

○佐藤委員長 他にどなたか。

これは使用基準（案）ではキログラムで表しているのですね。JECFAとかEFSAはリットルなので、ほとんど変わらないと思うのですけれども、キログラムにする理由みたいなものはあるのですか。

○関野食品基準審査課長 他の添加物を含めて、恐らくパー・キログラムという形なのだろうと思います。

○佐藤委員長 それに揃えているということなのですね。大まかに言えばほとんど変わらないですが、アルコールが入っていると若干違いますかね。

他にどなたか御質問ございますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 この使用基準で、ぶどう酒だけ少し少な目に設定される理由というのは何かあるのですか。

○関野食品基準審査課長 我々が調べた範囲では、何か科学的に、サイエンティフィックに違いを設けているというよりは、どうも歴史的な経緯があるようでございまして、最初に評価して使われたのが米国のように、その後、ヨーロッパが追随しているのです。そこで実際、ぶどう酒をワインと呼んでいるのかもしれませんが、特にヨーロッパではワインは一つ独立したレギュレーションがあって、その他の果実酒はまた別のレギュレーションがあるという、そのあたりも含めて、あと時代的にも、まずは0.20 gのワイン、ぶどう酒の方で基準ができ、その後、ぶどう酒を除く果実酒について追加されたということで、その時々エビデンスに基づいて設定されているということで、必ずしも何かぶどう酒の方で支障があって量が制限されているということではなさそうです。

○山本委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。何か食文化に関係するのかもしれないですね。
他にどなたか御質問ございませんでしょうか。
よろしければ、本件については、添加物専門調査会において審議することといたします。
関野課長、ありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。
「農薬専門調査会における審議結果について」です。
本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。
まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 では、資料2-1と2-2を御用意ください。概要について大まかに御説明し、詳細については事務局より、よろしくお願いいたします。

まず、資料2-1、アクリナトリン、ピレスロイド系の殺虫剤でございます。農薬としての初回登録は、記載しているように1995年と大分前でございますけれども、食品安全委員会農薬専門調査会で評価をいただくのは今回が初めてということになります。

要約が8ページに書かれておりますけれども、若干毒性のところなどを御説明するので、食品健康影響評価、45ページを御覧いただければありがたいと思います。

比較的、低用量群では吸収の高いものでございます。

主な毒性といたしましては、体重の増加抑制、あるいは摂餌量の減少及び皮膚への影響が認められておりますが、繁殖能に対する影響や催奇形性、生体にとって問題となる遺伝毒性は認められておりません。

各試験において認められた毒性は、48ページ、表40に記載されておりますけれども、大体同じような用量から毒性の影響が認められております。

発がん性につきましては、ラットの雌だけ、卵巣なので雌だけでございますけれども、卵巣顆粒膜・莖膜細胞腫の増加が認められております。

単回投与による影響につきましては、51ページ、表41に記載がされております。

これらの結果から、一日摂取許容量（ADI）でございますけれども、最も低かった影響は45ページの一番下の段落から記載がありますラットを用いた2世代繁殖試験の0.57 mg/kg 体重/日であったのですが、最小毒性量2.2 mg/kg 体重/日で認められた皮膚病変及び体重増加抑制は親動物だけだったこと、並びに皮膚病変は投与40日までであり一過性だったということから、エキスパートジャッジといたしまして、食品安全委員会農薬専門調査会は、ラットを用いてより長期間実施された2年間慢性毒性/発がん性併合試験①にお

ける無毒性量1.61を無毒性量の根拠といたしまして、これをもとに安全係数100で除しました値0.016 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）といたしました。

また、先ほど見ていただいた表の単回投与による影響でございますけれども、このうちの無毒性量の最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の3 mg/kg 体重/日でありましたことから、これを設定根拠として、安全係数100で除しました値0.03 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定いただいたものでございます。

続きまして、クロルピリホス、有機リン剤、殺虫剤でございます。こちらにつきましては第4版です。農薬専門調査会ではまだ再評価というものは行っておりませんので、以前と同じように提出された追加資料をもとに要請があった事項について審議をいただいているものです。なので、今回は変更があった点のみをお伝えしたいと思います。

今回追加された試験といたしましては、植物体内運命試験、かんきつ、キャベツ、えんどう豆、だいこんや、ヒトの単回投与毒性試験、ラットにおける血中のクロルピリホスの濃度やコリンエステラーゼ活性、有機リン剤でございますのでこの推移などの試験が追加提出されまして、これらをもとに評価をいただいたものです。また、ARfDについても今回設定をいただきました。

主に毒性として追加された部分が、農薬評価書案の47ページぐらいから記載されております。毒性としてはコリンエステラーゼ阻害剤なので、ADIの設定というものには今回は変更ございません。

単回投与の毒性試験につきましては、66ページ、表51に一覧として記載されております。このうち設定根拠といたしました試験、ヒトに単回投与した試験が提出されております。こちらの試験はGCPで行われたクオリティーの高い試験であったということもありまして、こちらを農薬専門調査会は根拠試験として設定しております。

この試験の詳細につきましては、47ページの「（2）単回投与（ヒト）②」として詳細が記載されております。赤血球中のコリンエステラーゼ活性の結果等も記載されておりますので、御覧いただければお分かりになるかと思えます。

この試験で認められましたコリンエステラーゼの活性阻害をエンドポイントに、この無毒性量1.0に、ヒトでございますので安全係数は10ということで、10で除した値0.1 mg/kg 体重が今回、急性参照用量として設定されました。

詳細については、事務局より、よろしく願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、改めまして、資料2-1、資料2-2に基づきまして、補足の説明をさせていただければと思います。

まず、資料2-1、アクリナトリンでございます。

3ページをお開きいただければと思います。本剤に関しましては、2011年10月に農薬の適用拡大、あるいはポジティブリスト暫定基準の見直し評価に係る要請を受け、その後、さらに昨年10月に農薬の適用拡大に伴う追加資料の提出などを受けまして、第二部会など

の審議を経てきているものでございます。

本剤の概要に関しましては、9ページから10ページにかけて記載がございます。10ページの方ですけれども、アクリナトリンは合成ピレスロイド系の殺虫剤ということでございまして、構造式、開発の経緯については、ここに記載のとおりでございます。

11ページから「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」ということで、まずはラットを用いた動物体内運命試験の結果が示されております。表1といたしまして、単回経口投与での薬物動態学的パラメータが示されていますし、また、吸収率については、下の方ですが、経口投与後48時間で低用量投与群では少なくとも71.8%、高用量投与群では少なくとも22.2%と算出されているものでございます。

12ページ、分布でございしますが、表2のとおり、投与120時間後で副腎、脂肪あるいは肝臓などへの分布が多く見られているという結果になっております。

代謝でございしますが、13ページから記載がございますけれども、未変化体の親化合物について、尿中あるいは胆汁中では認められませんが、糞中では11.9% TARから、高用量では65.3% TARが認められるということです。主な代謝物といたしましては、尿中では代謝物C、D、E、F、Gというもの、糞中では代謝物B、Cといったものが認められている形になっております。

排泄に関しましては、15ページを御覧いただきたいと思いますが、真ん中あたりの表4の結果などから、吸収された後に主に胆汁中へ排泄されますが、その一部は腸肝循環を経て糞中に排泄されると考えられるという結果になってございます。

少し飛んでいただきまして、24ページの下の方、「6．作物残留試験」がございます。具体的な結果は後ろの方の別紙3にございますけれども、25ページ、親化合物の最大残留値としましては、しそ（葉）で7.84 mg/kgといった結果となっております。

その後、27ページからは急性毒性試験などの結果が記載されています。

29ページの下の方から30ページにかけまして、先ほど委員から御説明がございました、いわゆるARFDの設定根拠となったラットの急性毒性試験の成績が示されてございます。

31ページからは亜急性毒性試験、36ページからは慢性毒性あるいは発がん性試験の結果となっておりますけれども、結果としまして、36ページの下から37ページにかけましての2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット①）の試験におけます無毒性量が、表26あるいは27から雄の30 ppm、1.61 mg/kg 体重/日という値となっております、これが最終的なADIの設定根拠に用いられた数値ということでございます。

40ページから生殖発生毒性試験、42ページから遺伝毒性試験などの結果が出ておりますけれども、繁殖能、催奇形性、生体に問題となる遺伝毒性は認められないという結果になってございます。

ちなみに、先ほど委員からございました、ADIを考えるに当たりましてラットを用いた2世代繁殖試験の値をとらなかったという結果になっておりますが、それは41ページの表35の結果を見てエキスパートジャッジされたものでございます。

これらの結果に基づきまして、食品健康影響評価としましては、45ページからの記載のとおり、暴露評価対象物質を親化合物のみとしまして、ADI、ARFDは、先ほど委員から御説明があったとおりとされている剤でございます。

2-1は以上でございます。

続きまして、資料2-2、クロルピリホスでございます。

5ページを御覧いただければと思います。今回は第4版でございます。農薬の残留基準値の見直しに伴う評価依頼ということでございまして、昨年7月に要請事項の説明を受けまして、その後、第一部会を中心に審議を経てきているものでございます。

本剤の概要に関しましては、11ページに記載がございますけれども、有機リン系の殺虫剤ということでございます。今回、第4版でございますので、追加提出された資料あるいは追記した部分を中心に改めて簡単に御紹介します。

まず、18ページから25ページにかけては、かんきつ、キャベツなどでの植物体内運命試験成績が追加提出されております。その中で、例えば23ページの表15におきまして確認できますとおり、主要な代謝物B、こういったものが10%TRRを超えて認められるといった結果が得られております。

その他の追加としましては、先ほど委員からも御説明がございましたけれども、47ページからのARFDの設定根拠ともなりましたヒトでの単回投与試験でありますとか、あるいは49ページから57ページぐらいまでにかけては、ラットでの各種コリンエステラーゼ活性阻害関連の試験などが追加提出されております。

これらの成績に基づきまして、食品健康影響評価としましては、59ページに記載がございますけれども、暴露評価対象物質を従来どおり親化合物とした上で、ADIは従来どおりの評価、ARFDは59ページの最後のパラグラフに記載のとおりとの評価とするということ、これらにつきまして、先ほど委員から御説明のあったとおりという剤でございます。

以上、2品目につきまして、それぞれの資料の表紙に書いてございますとおり、御了解いただけるようでありましたら、明日から2月15日までの約1カ月間、国民からの意見・情報を募集いたしまして、その意見・情報を取りまとめた上で、必要に応じて専門調査会を開催しまして、改めて本委員会に報告したいと考えているものでございます。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 内容は特に問題ないのですけれども、もし分かったら教えてほしいのが、最初のアクリナトリンのARFDで、これがEUのものは3倍低くなっているのです。もし分かれ

ば、どうしてそうなったのか教えてもらえますでしょうか。

○佐藤委員長 吉田委員から、どうぞ。

○吉田委員 専門調査会でも、その点については十分御審議をいただきました。これは急性神経毒性試験におきまして、EUでは3 mg/kgの単回投与で起きたアブノーマルガイトというものが非常に軽微で、かつ統計学的有意差がないにもかかわらず、これをエンドポイントとして急性参照用量が設定されている訳ですけれども、生データまで全部戻りまして、先生方には十分御審議いただき、農薬専門調査会としてはこの影響は毒性影響ではないとし、1段高いところに無毒性量が置かれたために、この違いになったということでございます。

○村田委員 分かりました。表41のラットの急性毒性試験、上から3つ目のこの同じ試験のとり方が違ったということですね。

○吉田委員 同じ試験で評価結果が変わったということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。リスク評価機関によってはそういう評価が分かれることもあり得るだろうと思います。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。追加で何か。

○吉田委員 追加で、本剤はピレスロイド系ではあるのですが、神経毒性は余りはっきりと出てこなくて、むしろ体重増加抑制がメインの毒性として出てくるものですから、そのあたりもあわせて御審議を。

○佐藤委員長 そういう剤の特性みたいなものもあるということだろうと思います。

他にどなたか御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されていま

す。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、資料3をお願いします。オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤（13剤）について、肥料・飼料等専門調査会での審議結果を説明いたします。今回は、動物用医薬品の再審査時資料等を用いて食品健康影響評価を行いました。製剤ごとに評価書案がありますので、資料は全部で13種類あります。

資料3-1、水産用OTC散「コーキン」評価書案の3ページの要約を御覧ください。

本製剤の主剤であるオキシテトラサイクリン塩酸塩は、食品安全委員会において、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループADIが0.03 mg/kg 体重/日と設定されています。本製剤に使用されている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できる程度と考えました。

今般提出された本製剤の再審査に係る資料の範囲において、再審査期間中に、本製剤の安全性を懸念させる新たな知見は認められないと考えられました。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

なお、本製剤の使用に当たっては、オキシテトラサイクリン塩酸塩がテトラサイクリン系抗生物質であることから、今後実施される予定の薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に留意する必要があるとしております。

資料3-2から資料3-13の各評価書案においても同様の内容となっています。

補足の説明を事務局より、お願いいたします。

○吉岡評価第二課長 これら13製剤につきましては、効能の追加に係る再審査期間が経過したことから、再審査に係る評価要請があったものです。これらの製剤について、これまで評価書がございませんでしたので、今回の評価要請に基づきまして、初版の評価書案を作成いたしました。

資料3-1、水産用OTC散「コーキン」の4ページ、「I. 評価対象動物医薬品の概要」を御覧ください。

まず1. のところですが、本製剤は、1g中にオキシテトラサイクリン塩酸塩が100mg含まれており、オキシテトラサイクリン感受性菌に起因するふぐ目魚類のビブリオ病における死亡率の低下を目的として、1日当たり魚体重1kg当たりオキシテトラサイクリンとして50mgを投与することとなっております。

使用される添加剤については、表1に記載をしております。

「5. 開発の経緯及び使用状況」を御覧ください。一番下のところがございます。本製剤は、2006年にふぐ目魚類のビブリオ病に対する効能について承認を受けた後、所定の期

間が経過したため、再審査申請が行われました。

5 ページをお願いいたします。「Ⅱ．安全性に係る知見の概要」です。

「1．主剤及び添加剤」につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

「2．再審査期間における承認後の副作用報告」ですが、ふぐに対する安全性について調査を実施したところ、本製剤の投与に起因する副作用は認められていません。

「3．再審査期間における安全性に関する研究報告」ですが、ふぐ目魚類のビブリオ病に対する効能の承認後に各種データベース検索を行った結果、ふぐに対する安全性及び残留性に関する報告はありませんでした。

6 ページに「Ⅲ．食品健康影響評価」を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

資料3-2から資料3-13も、水産用OTC散「コーキン」同様、オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とするふぐ目魚類の飼料添加剤の評価書案です。これらの製剤については、製剤1g中のオキシテトラサイクリン塩酸塩の含有量、添加剤の種類、あるいは承認後の副作用報告の内容が異なっております。各製剤について専門調査会で調査審議を行い、その結果は水産用OTC散「コーキン」と同様でしたので、説明は省略いたします。

なお、これまでに御説明いたしました13の評価書案には、各々に資料3-14の「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（第3版）」の評価書を添付いたします。

以上、13製剤につきまして、よろしければ明日、1月17日から2月15日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

これは主剤が同じですから、同じような評価で済んだというか、そういう理解でよろしいですね。

○吉岡評価第二課長 結構です。

○佐藤委員長 それともう一点、ちょっと目についてしまったのですが、再審査の期間は2年。5年とか6年というふうに理解していただけたのですが、これは特別短いということなのですか。

○吉岡評価第二課長 剤次第ということでございまして、物によっては2年とか6年にな

るということでございます。

○佐藤委員長 そうですか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、副担当である私から概要を説明します。

資料4を御用意ください。2ページ目の要約を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

本飼料添加物は、L-トレオニンの生産性を高めるため、*E. coli* K-12株を宿主として、L-トレオニンの生合成に関与する遺伝子及び炭素源の資化性に関与する遺伝子の導入、並びにL-トレオニンの分解に関与する遺伝子の欠失導入を行った*E. coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニンであります。

本飼料添加物は、飼料添加物成分規格記載書の成分規格を満たしております。また、従来から生産されているL-トレオニンと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加している、または有害性が示唆される新たな非有効成分を含有している可能性は低いと考えられました。

本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断いたしました。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料4に基づきまして補足させていただきます。

評価書の最後のページ、3ページをお願いいたします。概要につきましては、ただ今御説明のあったとおりでございます。

L-トレオニンにつきましては、飼料添加物としての使用が認められているものでござい

まして、成分規格が飼料添加物成分規格収載書に収載されているものでございます。

評価の方でございますけれども、Ⅱ. と書いてある項目でございます。

1. に、本飼料添加物は、製造工程におきまして使用微生物及び発酵副生成物が除去されて、晶析によって高度に精製されまして、飼料添加物成分規格収載書の成分規格を満たすものであることが記載されております。

次の2. の(1)のとおり、非有効成分に関しましても成分規格を満たしている他、(2)にございますように、アミノ酸化合物を測定する親水性HPLCと疎水性HPLCの2つの方法によって分析した結果としまして、L-トレオニン以外のピークは認められていないということが記載されております。

これらのことから、従来品と比較いたしまして既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加している可能性、あるいは有害性が示唆される新たな非有効成分を含有している可能性は低いと考えられました。

以上を踏まえました評価につきましては、先ほど佐藤委員長から御説明のとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ明日、1月17日から2月15日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

対象外物質1品目、動物用医薬品2品目に関する食品健康影響評価についてで、まず、対象外物質1品目です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料5-1に基づきまして説明いたします。

審議の経緯に関しまして、2ページをお願いしたいと思います。本件は、昨年10月の本委員会におきまして、農薬専門調査会での審議結果につき御報告させていただき、御了解をいただいた上で、翌日から約1カ月間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

本剤、カプリン酸グリセリルに関する概要につきましては、5ページにお示ししてございます。農薬としての主な用途は殺虫殺菌剤ということになりますが、国内では、食品添加物グリセリン脂肪酸エステルの一つとして食品用乳化剤として使用されているものでございます。

食品健康影響評価に関しましては、12ページに記載がございまして、各種毒性試験の結果、それから食品添加物としての摂取量と農薬としての使用による残留性などから、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれはないことが明らかであるといった形で結論づけたものでございます。

このような審議結果に対しまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果を最後のページに添付してございます。期間中に意見を1件いただいております。

御意見といたしましては、この表の左側でございますけれども、まとめますと、健康影響評価に当たり、ヒトリンパ球を用いた遺伝毒性試験であるとか、ヒトの疫学的調査結果であるとか、反復吸入毒性試験が必要ではないかといったような御意見でございます。

これらの御意見に対しましては、右側でございますけれども、農薬専門調査会におきましては、海外の評価書なども参照しながら、テストガイドラインに沿って実施され、申請者から提出された試験成績を用いて、食品を介した農薬の摂取による健康への影響を評価するということとなります。したがって、経口投与による試験を中心に評価を行うということ。それから、ヒトの疫学調査に関する資料については、リスク管理機関からの提出資料に含まれていなかったということ。最後ですけれども、提出された各種毒性試験の結果から、問題となる毒性試験は認められておりませんし、食品添加物としての摂取量、それから農薬の使用により生ずる作物残留によってそれが増える可能性も低い。そういったような形で回答してはと思っています。

まとめますと、農薬として使用した場合の食品健康影響評価としては、既存の知見で十分評価できるという形で回答をまとめまして、評価書をまとめたいと思っております。

以上、パブコメの結果につきましては御説明したとおりでございますので、評価結果の内容を変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと思っております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちカプリ

ン酸グリセリルは、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、動物用医薬品2品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料5-2をお願いいたします。まず、フルメキンです。

4ページの審議の経緯を御覧ください。本件は、昨年11月29日から12月28日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

7ページ、「7. 使用目的及び使用状況」のところを御覧ください。フルメキンは、キノロン系合成抗菌剤であり、海外では動物用医薬品として、主に家畜の腸管感染症の治療に用いられています。日本では、動物用医薬品またはヒト用医薬品としては承認されておられません。

49ページ、食品健康影響評価です。4つ目のパラグラフからお願いいたします。遺伝毒性について、*in vivo*のコメットアッセイでは肝臓で陽性の結果が得られていますが、*gpt delta*マウスを用いた2つの遺伝子突然変異試験が肝臓で陰性であり、DNA損傷はその後修復され突然変異には至らないと推察されたことから、フルメキンには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

また、マウスにおいて肝臓の腫瘍形成が見られましたが、フルメキンの肝腫瘍の発生機序は、細胞増殖の活性化を伴う慢性的な肝障害が関係していると考え、ADIを設定することは可能と判断されました。

毒性学的ADIは、マウスを用いた13週間亜急性毒性試験のNOAEL 25 mg/kg 体重/日に安全係数として100を適用し、0.25 mg/kg 体重/日と設定しております。

微生物学的ADIは、0.071 mg/kg 体重/日と算出され、微生物学的ADIが毒性学的ADIよりも小さいことから、フルメキンのADIを0.071 mg/kg 体重/日と設定しております。

最後のページをお願いいたします。本件について、意見・情報の募集を行いましたところ、期間中に3件の御意見をいただいております。

お示ししておりますとおり、評価書案に対する御意見ではなく、政策提案という形でお寄せいただいたものでございますので、回答にございますように、食品安全委員会に対する一般的な御意見として承りましたという回答にしております。

本件につきまして、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

次に、資料5-3をお願いいたします。ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）についてです。

2ページの審議の経緯をお願いいたします。本件につきましては、昨年11月28日に本食品安全委員会に報告をし、翌11月29日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

7ページに食品健康影響評価がございます。本製剤の主剤のペグボビグラスチムは、2016年に食品安全委員会においてADIを特定する必要はないと評価しております。本製剤に使用されている添加剤については、使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できる程度と考えられます。

イムレスターを用いた残留試験は実施されておりましたが、主成分のペグボビグラスチムは、ヒトの胃内で短時間で分解されることから、ペグボビグラスチムの投与による食品を介したばく露による影響は無視できる程度と考えられ、毒性学的及び薬理学的影響を考慮する必要はないと考えました。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えるとしております。

最後に参考として添付しておりますけれども、本件に関して2件の意見をいただいております。

先ほどの資料と同様に、政策提案という形でいただいておりますので、食品安全委員会に対する一般的な御意見として承りましたという回答にしております。

差し支えなければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にはございませんか。よろしいですか。

それでは、フルメキンについては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフルメキンのADIを0.071 mg/kg 体重/日と設定する。それから、ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち本製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるということでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(6) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第22回：平成29年9月30日時点)

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第22回：平成29年9月30日時点)」であります。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、資料6に基づきまして、御説明申し上げます。

まず1ページ目、調査の目的でございますが、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づきまして、リスク管理機関が行うリスク管理措置の実施状況を監視するための調査でございます。食品安全委員会が行いましたリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかどうかを把握するものでございます。

この反映が不十分な場合、勧告という措置が講じられる訳ですけれども、今回該当する品目はございませんでした。

これから調査対象とその概要について御説明を申し上げます。

調査対象は2つに分けられます。(1)ですが、平成27年10月1日から平成28年9月30日の間、この1年間にリスク評価結果の通知を行った228品目と、今度は(2)ですが、平成27年9月30日以前にリスク評価結果の通知が行われましたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった119品目、この合計347品目を対象としまして、平成29年9月30日時点でのリスク管理措置の状況について、調査を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。概要でございます。今回、対象品目347品目のうち、146品目につきまして、リスク管理措置が講じられていました。率的にいけば42%という数字になります。リスク管理措置の実施まで至っていないものは引き算となりますので、201品目でございます。

(2)は、その201品目についてでございます。リスク管理措置の実施にまで至っていない201品目のうち、その内訳ですけれども、告示等の措置に向けて手続中のものが130品目、審議会で審議中のものが3品目、審議会の開催に至っていないものが68品目でございます。告示等の措置に向けて手続中の130品目に、先ほどの146品目を合わせますと、約8割は何らかの具体的な措置が講じられていると考えております。

(2)の「ただし」以降でございますけれども、その中には、前回調査から進捗が見られないなどリスク管理措置の実施まで時間を要すると考えられるものがございました。こ

これは具体的に申しますと、審議会で審議中のもの、あるいは審議会の開催に至っていないものが該当してまいります。

時間を要している主な理由については、実態調査を実施あるいは整理中である、また急性参照用量設定のため食品安全委員会へ再諮問の準備中である、また基準設定に必要な資料・データの収集中というものが、それらの主な理由となっておりました。

続きまして、今回調査で対象となりました品目のうち、自ら評価の対象となった品目は5品目ございます。具体的には、クドア、デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、オクラトキシンA、加熱時に生じるアクリルアミドでございます。

これらについての進捗状況でございますけれども、クドアにつきましては、ここにございますように、厚生労働省及び農林水産省から検査でありますとか普及啓発、通知等が出されておまして、取り組みが進んでいる状況でございます。

次に、デオキシニバレノールとニバレノールでございますけれども、ここにございますように、平成29年9月22日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会におきまして審議がなされているところでございます。DONにつきましては、ここにございますように、小麦に対して1.0 mg/kg以下の基準値を設定するという旨、NIVにつきましては、汚染実態調査を踏まえ、現段階で基準値の設定の必要はないということで整理されているところでございます。NIVにつきましては対応が進んだということ、あるいはDONにつきましても基準値設定の方向性が出ておりますので、進んでいると考えております。

オクラトキシンAにつきましては、昨年も報告させていただいたのですが、汚染実態を引き続き調査中ですので、まだ審議会で審議中という位置付けとなります。これにつきましては、引き続き検討状況を注視してまいりたいと考えております。

加熱時に生じるアクリルアミドでございますけれども、ここにございますように、厚生労働省、農林水産省におきまして、低減に向けた普及啓発でありますとか指針の策定、あるいは指針の低減効果を検証するための含有実態の調査が継続的になされている等、具体的な取り組みが進んでいると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 大変分かりやすくまとめてくださっているのので理解が進みました。

1点お尋ねがありますが、例年に比べて何か特徴的な傾向などがもしありましたら教えてください。なければ結構です。

○箴島情報・勧告広報課長 特に特徴的なものというのは把握することはできませんでした。

○堀口委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他にどなたか。
村田委員、どうぞ。

○村田委員 クドアのこと書いてあるのですが、このように管理措置をしているということなのですが、その結果、ここに書いてあるように過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者に対して検査を実施しているということですが、具体的にどんな感じなのか、もし分かったら教えてもらえますでしょうか。

○箴島情報・勧告広報課長 具体的にと申しますと、再度輸入される際に、通常のモニタリング検査よりは頻度を上げるとか、その対応を濃くしているということでございます。

○村田委員 その結果。

○箴島情報・勧告広報課長 具体的な数字としてですね。済みません。そこは今手元にございませんで、後ほど御説明申し上げたいと思います。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますか。
吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 2 ページ目の(2)について、私の理解が不十分なので教えてください。

第3段落目で、急性参照用量設定のため食品安全委員会へ再諮問というのは、これは急性参照用量を設定してくださいという諮問ということですか。

○箴島情報・勧告広報課長 さようでございます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。

これは調査の対象になったものの中に自ら評価がある訳ですが、自ら評価をしたものについても、かなり対策がとられているという感じを私は印象として持ちました。それは非常に結構なことだと思いますし、我々の自ら評価の選定の仕方というのは、自分で褒めるのも変なのですけれども、結構いいところをついたのかなと、これは感想ですが、そんな感じがいたしました。よろしゅうございますか。

それでは、こういうことでという理解にしたいと思います。

(7) 食品安全委員会の運営について（平成29年10月～12月）

○佐藤委員長 次の議事ですけれども、「食品安全委員会の運営について（平成29年10月～12月）」ということで、事務局からの報告をお願いいたします。

○松原総務課長 資料7に基づいて御報告申し上げます。

まず、食品安全委員会の開催について、月ごとに状況を整理しております。

1 ページから3 ページまでにおいては、平成29年10月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、食品衛生法に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定めるいわゆる対象外物質、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプンの他、農薬10品目1 案件、動物用医薬品2 品目、プリオン1 案件、遺伝子組換え食品等4 品目でございます。10月にはこれらの他、平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題について決定が行われてございます。

4 ページ及び5 ページにおいては、平成29年11月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件が掲げられてございます。結果の通知が行われた案件は、農薬フルエンズルホンの他、農薬及び添加物1 品目、動物用医薬品3 品目1 案件、動物用医薬品及び飼料添加物1 品目、遺伝子組換え食品等2 品目でございます。

6 ページ及び7 ページにおいては、平成29年12月に食品健康影響評価の要請又は結果の通知が行われた案件でございます。結果の通知が行われた案件は、グリセリンクエン酸脂肪酸エステルを始め、いわゆる対象外物質2 品目、添加物2 品目、農薬5 品目、農薬及び動物用医薬品2 品目、動物用医薬品1 品目、汚染物質等1 品目並びに遺伝子組換え食品等1 品目でございます。12月にはこれらの他、平成30年度の食品安全モニター募集について、それから、農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1 年間反復経口投与毒性の取扱いについて報告等が行われてございます。

8 ページ及び9 ページにおいては、専門調査会等の運営状況について、専門調査会等ごとに開催回数及び調査審議案件が掲げられてございます。

10ページから12ページまでにおいては、意見交換会の開催等に関する状況が掲げられてございます。

意見交換会については7 回、講座については3 回開催されてございます。

また、講師派遣については17回行われ、うち9 回については委員にも御参画いただいております。

さらに、食品安全モニター会議が大阪及び沖縄において、それぞれ10月4 日及び12日に開催されてございます。

13ページ以降においては、情報提供に関する状況が掲げられてございます。

Facebookについては、10月において13記事、11月において18記事、12月において15記事が提供されており、それぞれ約3万8,500件、約3万6,100件、約4万3,500件の閲覧がございました。

ブログについては、10月において9記事、11月において14記事、12月において15記事が提供され、それぞれ約5,500件、約9,300件、約8,900件の閲覧がございました。

メールマガジンのうち読物版については、引き続き、約1万人の方々に対して、10月においてはキノコによる食中毒に関する記事を、11月においてはジビエに関する記事を、12月においてはノロウイルスによる食中毒に関する記事を配信してございます。

御報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 済みません。私の頭が混乱しているので確認なのですが、ブログの記事は、例えば10月は9記事あって、「メールマガジン【読物版】や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報提供」がブログと書いてあるので、ブログの記事の一部が最終ページのメールマガジンの読物版に同じものが提供されていて、10月はメールマガジンは1つという連動している感じによろしいのですね。

○箆島情報・勧告広報課長 連動する形で出しております。

○堀口委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問あるいは御意見等がありましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

こうしてまとめてみると、3カ月で結構アクティビティーがあるなという感じがいたします。これはそれぞれ担当している部署の努力ということだろうと思います。今年、第1回目ですけれども、今年もこういう調子で頑張っていけたらなという感じがいたしました。

(8) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんか。

○松原総務課長　　ございません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、来週 1 月 23 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

　　また、17 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第 680 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。